

租税事務支障の“おそれ”とは

税務調査時における記録、個人情報保護法上の開示の可否

税務調査時の記録はどこまで開示できるのか。納税者にとっては気になる事件の判決がこのほど東京地裁で下された。本件は、税理士（原告）が自身のクライアントである納税者の税務調査における「調査経過記録書」の不開示部分の開示を求めたものだが、東京地方裁判所（篠田賢治裁判長）は令和7年7月25日、原告の請求を棄却している（令和6年（行ウ）第217号）。不開示となった調査事項等欄には、国税当局部内で行われた申告内容の検討や調査上の着眼点の分析といった検討の過程などが記載されており、これを開示した場合には租税事務支障の実質的なおそれがあると認められるとし、個人情報保護法78条1項7号ハに規定する不開示情報に該当すると判断した。

税務調査の経過記録書を開示請求も一部不開示に

今回紹介する事件の原告は、納税者の税務代理人であった税理士だ。税理士は、個人情報保護法に基づきクライアントの納税者に対する税務調査の「調査経過記録書」の開示請求を行ったが、税務署は、税務調査に関する具体的な調査手法や事実認定等の国税当局の判断・検討事項が記載されている部分を明らかにすると、今後の税務調査への対策を講じたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能になることなどから、個人情報保護法78条1項7号ハに該当する情報であるとして、一部不開示とする旨の決定を行ったもの。このため、これを不服とした原告である税理士がその取消しを求めた事件である。

統括官等の指示事項等が不開示

調査経過記録書には、統括官等から調査担当者への指示内容のほか、調査時における①納税義務者等や取引先等との応接状況などの

調査経過や確認した内容、相手方の主張、②事前通知した事項以外の事項について調査を行った場合などの実施状況及びその際の納税義務者等とのやり取りの内容、③調査により把握した問題点（非違の内容及び検討結果を含む）を時系列で記載するものとされており、本件で不開示となった部分は、「調査事項・応接状況等」欄の一部及び「指示事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄の全部であった。

「調査事項・応接状況等」欄には、国税局内での調査担当者らの部内打合わせの内容が記載され、「指示事項等（指示（確認）日・指示（確認）者印）」欄には、統括官等が調査経過記録書の記載内容を確認し、調査担当者に指示した事項等が記載されていた。

調査手法等でなければ開示すべきと主張

原告の税理士は、個人情報保護法78条1項7号ハに規定された「おそれ」は行政機関

が行う事務の具体的な内容及び態様等に照らし、それぞれの事案において現実的に発生する高度の蓋然性があるものをいうと解すべきであるとし、①税務調査に関する具体的な調査手法や事実認定等の国税当局の判断・検討事項が記載されている部分であること、②これを開示することにより、国税当局が行う税務調査の具体的な調査方法が明らかになること、③その結果、納税者が今後の税務調査への対策を講じたり、税務計算上の不正手口の

巧妙化を図ったりすることが可能になるなど、国税当局が行う租税の賦課に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にする高度の蓋然性又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする高度の蓋然性があることのいずれをも満たす場合でなければ、個人情報保護法78条1項7号ハの不開示情報に該当しないと解されるなどと主張した。

不開示部分には調査の着眼点等が記載、租税事務支障の実質的なおそれあり

裁判所は、個人情報保護法の各規定の趣旨及び内容からすれば、同法78条1項7号ハの「租税の賦課」又は「徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（租税事務支障のおそれ）があるといえるためには、その支障の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、おそれの程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当であるとした。

不正手口を示唆することになりかねず

その上で、本件については、不開示部分のうち打合せの内容が記載された調査事項等欄には、国税当局部内で行われた申告内容の検討や調査上の着眼点の分析といった検討の過

程や、その結果が記載されており、また、指示事項等欄には、統括官等がこれらの記載内容を確認の上で調査担当者に指示した内容が記載されているものと合理的に推認することができ、調査の準備の一環として行われたこれらの内容の情報が開示されると、税務調査の着眼点や具体的な調査のほか、国税当局内の思考過程が明らかになり、その結果、納税者及びその税務代理人であった原告ら関係者に対し、今後の税務調査を不正に免れる対策を講ずる方法や、巧妙な不正手口を図る方法を示唆することになりかねないということができると指摘。本件不開示情報は、これを開示することにより、租税事務支障の実質的なおそれがあると認められると判断し、個人情報保護法78条1項7号ハに規定する不開示情報に該当するとし、原告の請求を棄却した。

保有個人情報の開示義務

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、一部の不開示情報を除き、保有個人情報を開示しなければならないとされている（個人情報保護法78条）。

例えば、個人情報保護法78条1項7号ハでは、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものを不開示情報として掲げている。